

建設残土処分等に伴う違法な盛土を厳しく規制する法律の整備に関する意見書

富士市が位置する富士山南麓一帯は、幹線道路の整備とともに、建設残土等の処分地として着目され、頻繁に利用されている。特に近年、県境をまたぐ違法な盛土が急増し、地域住民の不安は増すばかりだが、本年7月3日の熱海市の土石流災害(盛土崩壊)を目の当たりにし、その不安は一層深刻なものとなっている。

富士市は、静岡県内で最も厳しいとされる刑事罰をも含む条例(富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例)をつくり、違法な盛土に係る悪質業者に厳しく対峙しているが、条例違反は後を絶たず、事業中止命令や原状回復命令も、実効性に問題が残る。ましてや、肝腎要の、残土等の発生者責任の追及は、条例の及ぶところにあらず、事実上、野放し状態となっている。いずれも、強固な法律の裏づけを欠くことによるものと考ええる。

富士山は世界文化遺産である。富士市はこのかけがえのない遺産を末永く保全していく責務を有すると考えるが、それ以上に、地元住民は、違法な盛土に大きな不安を抱え、災害の発生につながらないか強い危惧を抱いている。

こうした不安、危惧を解消するため、既存の法律に加え、現在進行形の違法な盛土に強力に対処できる法律の、一刻も早い整備が不可欠と考える。

よって、国においては、悪質事業者を前に、悩み、苦戦している地方自治体の現場と十分に調整し、残土処分等に際して発生者責任を明確化し、中止・原状回復命令等の処分の実効性を担保するほか、必要な事項を含む法律の整備を速やかに進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

静岡県富士市議会